

附属書Ⅲ

注釈

1 この附属書の各締約国の表は、次の記載を行うものである。

(a) (b)及び(c)に規定する義務について締約国の約束を制限し、又は明確にする頭注又は注釈の記載

(b) 第A節においては、次のいずれかの規定により課される義務の一部又は全部に服さない各締約国の現
行の措置についての、第十一・十条（適合しない措置）1の規定に従った記載

(i) 第十一・三条（内国民待遇）

(ii) 第十一・四条（最恵国待遇）

(iii) 第十一・五条（金融機関の市場アクセス）

(iv) 第十一・六条（国境を越える貿易）

(v) 第十一・九条（経営幹部及び取締役会）

(c) 第B節においては、締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持

し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動についての、第十一・十条（適合しない措置） 2 の規定に従った記載

- (i) 第十一・三条（内国民待遇）
- (ii) 第十一・四条（最恵国待遇）
- (iii) 第十一・五条（金融機関の市場アクセス）
- (iv) 第十一・六条（国境を越える貿易）
- (v) 第十一・九条（経営幹部及び取締役会）

2 第A節の各表の留保事項には、次の事項を記載する。

- (a) 分野。「分野」には、当該留保事項が対象とする分野を示す。
- (b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、当該留保事項が対象とする個別の小分野を示す。
- (c) 関連する義務。「関連する義務」には、1 (b) に規定する義務であって、第十一・十条（適合しない措置） 1 (a) の規定に従って、各締約国の表の頭注又は注釈に示されるとおりに、掲げられた措置に適用しないものを特定する。

(d) 政府の段階。「政府の段階」には、掲げられた措置を維持する政府の段階を示す。

(e) 措置。「措置」には、当該留保事項が対象とする法令その他の措置を明示する。「措置」の事項に記載する措置は、(i)この協定の効力発生の日において改正されており、継続しており、又は更新されている措置であり、また、(ii)当該措置の委任を受けて採用され、又は維持され、かつ、当該措置に適合する補助的な措置を含む。

(f) 概要。「概要」には、各締約国の表の頭注又は注釈に示されるとおりに、適合しない措置を記載し、又は当該留保事項が対象とする措置の一般的な、かつ、拘束力のない概要を記載する。

3 第B節の各表の留保事項には、次の事項を記載する。

(a) 分野。「分野」には、当該留保事項が対象とする分野を示す。

(b) 小分野。「小分野」には、記載する場合には、当該留保事項が対象とする個別の小分野を示す。

(c) 関連する義務。「関連する義務」には、1(c)に規定する義務であつて、第十一・十條（適合しない措置）2の規定に従つて、当該留保事項に掲げる分野、小分野又は活動について適用しないものを特定する。

- (d) 政府の段階。「政府の段階」には、掲げられた措置を維持する政府の段階を示す。
- (e) 概要。「概要」には、留保を適用する留保事項が対象とする分野、小分野又は活動についての範囲又は性質を記載する。

- (f) 現行の措置。「現行の措置」には、当該留保事項が対象とする分野、小分野又は活動について適用する現行の措置の一覧（全てを網羅するものではないもの）を、透明性の観点から明示する。

4 締約国は、第十一・十一条（例外）に規定する例外のような第十一章（金融サービス）に適用可能な例外に該当する措置が表に記載される必要がないことを認める。もつとも、一部の締約国は、適用可能な例外に該当し得る措置を掲げている。この附属書の締約国の表における措置の記載は、(a)当該締約国又は(b)他の締約国が採用し、又は維持する当該措置又は他の措置が同条に規定する例外のような例外の対象となるかどうかに影響を及ぼすものではない。